
プロジェクト	グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応
項目	第 86 回税効果会計専門委員会及び第 508 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 86 回税効果会計専門委員会（2023 年 8 月 23 日開催）及び第 508 回企業会計基準委員会（2023 年 8 月 24 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめたものである。

第 86 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

（グローバル・ミニマム課税に関する表示及び開示の取扱い）

貸借対照表における未払法人税等の流動・固定分類

2. 事務局提案に賛成する。

（グローバル・ミニマム課税に関する表示及び開示の取扱い）

個別損益計算書における法人税等の区分表示又は開示

3. 事務局提案の方向性について賛成するものの、事務局提案は利益と課税額の関係性に焦点を当て過ぎているように考えられる。例えば、最終親会社の個別財務諸表において、当該最終親会社の在外支店が軽課税国に所在する場合、当該在外支店の利益は個別財務諸表に反映されていることから、グローバル・ミニマム課税制度に基づく上乗せ税額は最終親会社の利益に基づいて算定されていると考えられる。
また、連結財務諸表において、非連結子会社が軽課税国に所在する場合には、当該非連結子会社の利益は連結財務諸表上の利益を構成しないため、必ずしも上乗せ税額が利益に基づいているわけではない。このような例外的な状況があることを踏まえて会計基準等の文案を検討いただきたい。
4. 個別損益計算書において、グローバル・ミニマム課税に関する法人税等に重要性がある場合には区分して表示又は開示するという事務局提案に賛成する。重要性がある場合の区分表示又は開示は、財務諸表利用者にとって有用であると考えられる。

連結損益計算書における法人税等の区分表示又は開示

5. 連結損益計算書における区分表示又は開示については、財務諸表利用者のニーズや意見を確認して検討していただきたい。
6. 重要性がある場合には税率差異の注記により金額的影響を算定することは可能であると考えられるため、連結損益計算書において、「国際的な税制改革―第2の柱モデルルール（IAS第12号の修正）」のように区分して開示することが必須であると定めるまでの必要性はないと考えられる。
7. 税率差異に関する注記を確認すれば一定程度影響を把握することは可能かもしれないが、連結損益計算書においても区分して表示又は開示されている金額のみを見て分析をするというニーズもある。個別財務諸表と連結財務諸表のどちらでも分析することができるということが重要であるため、財務諸表利用者にとって分かりやすい整理をしていただきたい。
8. 国際的な会計基準との整合性も考慮して検討いただきたい。グローバル・ミニマム課税の実質が連結財務諸表と個別財務諸表とで変わらないこともある可能性を考慮すると、表示に関して連結損益計算書と個別損益計算書とで異なる取扱いをすることが理解可能性に資するか疑問がある。
9. 事務局提案に賛成する。グローバル・ミニマム課税は、子会社等の所在地国では課せられなかったとしても、連結グループとしては課せられる税金であることが明確であると考えられるため、上乘せ税額のみを取り立てて開示する必要性について明確な理由付けが必要であると考えられる。

第508回企業会計基準委員会で聞かれた意見**(グローバル・ミニマム課税に関する当期税金の取扱い)****当期税金の表示**

10. グローバル・ミニマム課税は、基本的には利益に基づいて課税される税金であると考えられるため、個別財務諸表において法人税等を含めるという事務局提案に賛成する。
11. 連結財務諸表及び個別財務諸表におけるグローバル・ミニマム課税の表示について、事務局提案に賛成する。

当期税金の計上時期及び見積りの取扱い

12. 事務局提案に賛成する。簡便的な見積方法が許容されるということ、及び「財務諸表作成時に入手可能な情報」が合理的なコストを費やした上で入手可能な情報であることを会計基準等に表現していただきたい。
13. 対象会計年度の税引前当期純利益との対応関係から、対象会計年度においてグローバル・ミニマム課税制度に基づく上乗せ税額を法人税等に計上するという事務局提案に賛成する。
14. グローバル・ミニマム課税制度の適用初年度の四半期会計期間における経過措置を定めることは必要であると考え。当該制度の適用初年度の次年度の四半期会計期間においては、見積りの精度が低くなってしまふことについての懸念はあるものの、経過措置を定めないこととするという事務局提案に賛成する。
15. 「企業における見積りが明らかに不合理である場合を除き」という表現は、見積りの精度の許容範囲が広いという印象を与えるため、望ましいと考えられる。
16. 実務が合理的な見積方法に収斂することが望まれるため、必要に応じて見積方法を明確化することが考えられる。
17. 年度の連結財務諸表及び個別財務諸表においては、経過措置を定めないという事務局提案に賛成するが、簡便的な取扱いを定めないことについては懸念がある。
18. 「企業における見積りが明らかに不合理である場合を除き」という表現は、新型コロナウイルス感染症が広がった際に、議事概要において使われたものと同様のものと理解しているが、当該表現が会計基準等に記載されることで、合理的な見積りの水準が多段階あるように見える可能性があることについて懸念がある。見積りの困難さに配慮した緩和措置として、例えば、過大なコストや労力なく入手可能な情報を使うという表現を会計基準等に記載することが考えられる。また、グローバル・ミニマム課税は、申告期限までに新しい情報が入手できる可能性がある点において企業結合に係る暫定的な会計処理と類似していると考えられること、及び米国において SEC スタッフが公表した SAB118 において暫定金額という表現が使われていることを参考にして、グローバル・ミニマム課税を暫定的に計上するという取扱いが考えられる。

その他

19. グローバル・ミニマム課税制度に関する法人税等が、既存の通常の法人税等の繰延税金資産の回収可能性等に影響を与えるのかといった論点についても、必要に応じて検討していただきたい。

(グローバル・ミニマム課税に関する表示及び開示の取扱い)**貸借対照表における未払法人税等の流動・固定分類**

20. 事務局提案に賛成する。

損益計算書における法人税等の区分表示又は開示

21. 親会社の損益計算書においてグローバル・ミニマム課税を区分して表示することは有用であると考えられる。連結財務諸表と個別財務諸表とでグローバル・ミニマム課税の金額が異なる可能性があるのであれば、連結損益計算書においてもグローバル・ミニマム課税を区分して表示することによって、財務諸表利用者が分析しやすくなるため、有用であると考えられる。また、国際的な整合性という観点からも、IFRS 会計基準と同様の表示を求めることが望まれる。
22. 親会社の損益計算書においてグローバル・ミニマム課税を区分して表示することは有用であると考えられるものの、グローバル・ミニマム課税という税制の目的は基準税率 15%以上の課税を確保することであり、この目的に沿って軽課税国が税率を引き上げていくと想定すると、連結損益計算書においてグローバル・ミニマム課税を区分して表示する必要性が徐々に乏しくなっていくと考えられる。

以 上